

平成30年12月28日裁決

## 主文

本件再審査請求を却下する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

- 1 再審査請求人(以下「請求人」という。)に係る平成○年○月から平成○年○月までの国民年金保険料の免除を取り消す。
- 2 ○○国民年金基金が平成○年○月○日付けで請求人に対してした国民年金基金の資格喪失処分を取り消す。

### 第2 事案の概要

本件は、請求人が、①請求人に係る平成○年○月から平成○年○月までの国民年金保険料の免除を取り消すこと、②○○国民年金基金が平成○年○月○日付けで請求人に対してした国民年金基金の資格喪失処分を取り消すことを求める事案である。

請求人は、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をし、別紙1のとおり主張したところ、審査官は、日本年金機構が平成○年○月○日付けで、請求人に対してした国民年金保険料の納付の免除に該当した旨の通知(以下「本件通知」という。)を審査請求の対象と解し、本件通知は処分性がなく、審査請求は不適法であるとして却下する旨の決定をした。

請求人は、当審査会に対し、再審査請求をした。請求人の主張は、別紙2記載のとおりである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。
  - (1) 請求人(昭和○年○月○日生)は、20歳前からてんかんの発作により通院し、平成○年にはIQ○と判定された。
  - (2) 請求人の父である再審査請求代理人(以下「請求人代理人」という。)は、請求人の将来の生活を慮り、請求人が

昭和○年○月○日、国民年金の被保険者資格を取得して以降、請求人のために国民年金保険料を納付し、平成○年○月からは請求人のために○○国民年金基金の加入手続をして掛金を納付してきた。

- (3) 請求人は、平成○年○月○日(受付)、障害基礎年金の裁定請求をし、同年○月○日付けで障害等級2級、受給権取得年月日を同年○月○日とする障害基礎年金の裁定を受けた。

請求人は、国民年金法第89条第1項第1号の規定により保険料を納付することを要しないこととなった(以下、これに該当する者を「法定免除対象者」という。)が、請求人も請求人代理人もそのことを知らず、引き続き国民年金保険料及び国民年金基金の掛金を納付してきた(保険者は、保険料納付に係る事務手続上、請求人を法定免除対象者として把握しておらず、請求人に対し、所定の納付書を送付して保険料の納付を促していたものと推認される。)

- (4) ○○国民年金基金は、平成○年○月○日付けで請求人に「掛金納付結果通知書」を送付した。これには加入月数、納付月数がいずれも198月、受取予定年金額が65歳から○○○万○○○円、80歳から○○○万○○○円などと記載されていた。
- (5) 平成○年○月、○○年金事務所の担当者は、請求人に対し、国民年金保険料免除理由該当届(以下「本件届」という。)の提出を促し、請求人代理人は、平成○年○月○日付けで請求人名で本件届を提出した(請求人代理人は、国民年金基金加入中は保険料納付の免除理由に該当しないと認識であった旨主張している。)。日本年金機構は、同月○日付けで、請求人に対し本件通知をした。
- (6) ○○国民年金基金は、平成○年○月、請求人に対し、国民年金基金の資格喪失届の提出を促す書面を送付し

た。

2 請求人は、請求人に係る平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間の国民年金保険料納付の免除を取り消すことを求めているが、国民年金法第89条第1項第1号の規定に該当する事由が生じたときは、法律上当然に保険料を納付することを要しないこととなり、特段の処分がされることはない。本件通知も再審査請求において取消しの対象となるべき処分に当たらない。したがって、請求人が再審査請求により保険料納付の免除及び本件通知の取消しを求めることはできないから、本件再審査請求は、不適法として却下を免れない。

また、請求人は、〇〇国民年金基金が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした国民年金基金の資格喪失処分の取消しを求めるが、上記認定のとおり同基金は、請求人に対し、国民年金基金の資格喪失届の提出を促す書面を送付したにとどまり、請求人主張の資格喪失処分がされたと認めるに足る資料はない。したがって、この点に係る再審査請求も不適法として却下を免れない。

3 本件の事案に鑑み、付言する。

本件のように保険料の納付義務がないにもかかわらず、長期にわたり保険料の納付を継続してきた場合の法律関係については、その経緯に照らし、信義則上、被保険者の期待の保護に特段の配慮がされてきたところである（平成〇年（〇）第〇号、平成〇年（〇）第〇号、司法上の救済例として東京高等裁判所昭和58年10月20日判決・行政事件裁判例集34巻10号1777頁参照）。本件においても、請求人は、法定免除対象者となって以降も20年以上の長期間にわたり保険料を納付し、保険者においてこれを収納する関係を継続してきたのであるから、信義則上、このような関係を基礎とする請求人の期待を保護すべきものであったと考えられる。しかるに、保険者は請求人に対し、請求人が上記のとおり保護される立場にあること、本件届の提

出がその保護を放棄する結果となることを何ら説明しないまま、単なる事務処理上の過誤として請求人に対処し、本件届を提出させたものと考えられ、不当といわざるを得ない。しかし、この点について再審査請求手続により、請求人の救済を図ることは困難である。

なお、〇〇国民年金基金が請求人に対し、国民年金基金の資格喪失処分をしたときは、当該処分は審査請求及び再審査請求の対象となる（国民年金法第138条、第101条第1項）。

4 よって、本件再審査請求を却下することとして、主文のとおり裁決する。